地方公共団体等からの主な要望事項について

令和元年9月

※本資料は第49回審査会(平成31年1月)以降現時点までに 文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目をまとめたものである。

|1.避難者等への賠償|

- 〇原子力損害賠償紛争審査会において現地調査を行うなどにより、被災地の現状をしっかりと把握した上で、被害者の一刻も早い救済のため、中間指針等の見直しを行うこと。
- 〇原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解事例において、被害者 に共通する内容については中間指針に反映すること。

2. 営業損害及び風評被害に係る賠償

○営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建に繋がる賠償を的確に行わせること。また、一括賠償後においても、損害が継続又は発生している場合には、賠償を継続させること。

3. 地方公共団体に係る賠償

〇地方公共団体が福島原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、迅速かつ確実に賠償を行わせること。また、財物に関する損害については、地方公共団体の意向を十分に踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応させること。

4. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

〇原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続において、特に申立 人が和解案を受諾する意向を表明している場合は、東京電力も和解案 を尊重し、和解を行うよう強く指導すること。

5. 損害賠償請求権の消滅時効

〇平成25年12月に「時効延長法」が施行され、福島原子力発電所事故に対する民法上の損害賠償請求権の時効が3年から10年に延長されているところであるが、未だ賠償請求権を行使していない被害者が多数いることから、将来にわたり、消滅時効を援用しないよう具体的かつ明確に「指針」に示すこと。